

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外621名

被告 四国電力株式会社

準備書面(10)

2013年 4月 22日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司

原告ら訴訟復代理人

弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

目 次

第1. はじめに	3
第2. 原子カムラの形成	5
第3. 原子カムラの閉鎖性	7
第4. 原子カムラの学者の利権構造	9
第5. 原子カムラの学者の無責任な言動	13
第6. 原子カムラに歪められた安全基準	15
第7. 原子カムラに歪められた安全審査	21
第8. まとめ	26

第1 はじめに

1 被告は、答弁書において、原発の安全性に関し、工学的安全対策が取られているとか、耐震設計により耐震性は確保されているとか、るる主張し、原告らの主張に対する反論としている。

2 しかし、今回事故を起こした東京電力福島第一原発事故においても、被告がるる主張すると同様の安全対策が講じられ、安全対策は万全であると主張されていたのである。

しかも、福島第一原発事故を起こした東京電力は、電力会社の中でも、技術者、運転員とも国内第一の陣容をそろえていたにもかかわらず、あの大事故を起こしたのである。

3 全国的に見て、規模が小さい電力会社である被告四国電力が、東京電力以上の安全対策を講じており、かつ東京電力以上の技術者を配しており、福島第一原発事故のような過酷事故を起こさないと答弁書が主張しているとするなら、傲慢以外の何ものでもない。

4 国会事故調査委員会の報告書（甲 10 号証，以下，単に「報告書」という）では，以下の記載がある。

「東電は、わが国最大、世界的規模の電力会社である。しかし現在、わが国で発電用原子炉を運転している電力会社が、全てこれに準ずるほどの規模であるかといえそうではない。例えば富山市に本社のある北陸電力や日本原子力発電の場合、「表（略）」に記載の規模で経営されている。このような経営規模でも、「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 24 条第 1 項第 3 号の定める「原子炉を設置するために必要な経理的基礎」は満足していたであろう。

しかし、本事故の経験から、原子炉事故を收拾するために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり、現行の原子力損害賠償制度においては、これを補完する実効的な手立ても未確立であることは明らかである。

したがって、このような経営規模の電力会社が原子炉事故を起こしてしまった場合には、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験すること

になり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的であると言わざるをえない。」(報告書199頁)

このように、電力会社の規模の大小による万一の場合の事故対応での力量の差に危惧を表していることは、特に留意されるべきである。

- 5 ところで、東京電力でも被告でも、とられている安全対策が基本的に同一であるのは、共通の規制当局による共通の安全基準によるからである。しかし、この電力会社と規制当局の関係について、国会の事故調査委員会の報告書は以下の通り記載する。

「【事業者】

東電のガバナンスは、電事連等を介して規制を骨抜きにする試みを続けてきた。 - 略 - その背景には、東電のリスクマネジメントのゆがみを指摘することができる。東電は、シビアアクシデントによって、周辺住民の健康等に被害を与えること自体をリスクとして捉えるのではなく、シビアアクシデント対策を立てるに当たって、既設炉を停止したり、訴訟上不利になったりすることを経営上のリスクとして捉えていた。」

「【規制当局】

規制当局は原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜(とりこ)となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。」

「【法規制】

日本の原子力法規制は、その改定において、実際に発生した事故のみを踏まえた、対症療法的、パッチワーク的対応が重ねられ、諸外国における事故や安全への取り組み等を真摯に受け止めて法規制を見直す姿勢にも欠けていた。その結果、予測可能なリスクであっても、過去に顕在化していなければ対策が講じられず、常に想定外のリスクにさらされることとなった。

また、原子力法規制は原子力利用の促進が第一義的な目的とされ、国民の生命・身体の安全が第一とはされてこなかった。」(以上、報告書 17～18

頁)

そして事業者と規制側の問題として更に以下の通り指摘する。

「今回の事故の根源的原因のうち地震及び津波対策の未実施、シビアアクシデント (SA) 対策の不備については、電事連がその責任の一端を負っている。電事連は任意団体ではあるが電気事業者のいわば連合体であり、その意味で電気事業者の責任も問われるべきである。

電気事業者は耐震安全性の評価に係るバックフィット、SA 対策等の規制強化につながる動きをかたくなに拒み続けてきた。その結果、日本では事故リスク低減に必要な規制の導入が進まず、5 層の深層防護の思想を満たさない点で世界標準から後れを取っていた。規制及び指針類の検討過程の実態は、安全確保に必要な規制を策定するための健全なプロセスとは懸け離れたものであり、規制側も事業者側も、「既設の炉を停止しない」という条件を大前提に、体裁が整うような形で落としどころを探り合うというものであった。

規制側と事業者側は、過去の規制と既設炉の安全性が否定され、訴訟などによって既設炉が停止するリスクを避けるため、両方の利害が一致するところで、「原発は安全がもともと確保されている」という大前提を堅持し、既設炉の安全性、過去の規制の正当性を否定するような意見が回避、緩和、先送りできるように、主に電事連を通じて、学界及び規制当局など各方面への働きかけを行ってきた。」(以上、報告書 41～42 頁)

この電力会社と規制当局の関係の基礎には原子カムラがある。そこで、以下では原子カムラの実態を明らかにすることにより、規制が崩壊しており、ひいては、被告主張の安全対策によっても安全を確保できていないことを主張する。

第2 原子カムラの形成

- 1 前項でも述べた通り、福島原発事故の遠因は、国と産業界、学者がなれ合いの中で原発を推進してきた「原子カムラ」にある。

日本原子力学会副会長の沢田隆は、「原子カムラ」と呼ばれる独特のコミュニティについて、「専門家や技術者の経歴をたどると、限られた大学

に集約される。数が少ないため、原子力を知る人材を産学官で使い回すしかなく、どこかで顔見知りになる」と解説する。(甲 40 号証, 産経 H23.9.28)

原子力を学ぶことができる大学は一部の国立大と私学に限られ、1 学年も 20 人足らずと少ない。

例えば、東大で原子力を専攻した卒業生は、大学に残って研究者となるか、監督官庁や国の研究機関に進むか、電力会社やプラントメーカーに幹部候補生として採用され、卒業後も指導教授を中心に産官学を超えて同窓の関係を続ける。他大学でも同様の構図があり、この人たちが「原子カムラ」の上層部を占めている。(甲 41 号証, 毎日 H24.1.22)

- 2 東京大学工学部原子力工学科(現・システム創成学科)が 1980 年に編集・発行した「式拾年の回顧と展望」に記された、1~17 期卒業生(64~80 年卒業, 525 人)の就職先ベスト 3 は、国内初の原子力発電に成功した日本原子力研究所(現・独立行政法人日本原子力研究開発機構)に 44 人、原発プラントにかかわる東京芝浦電機(現・東芝)に 31 人、日立製作所に 30 人となる。

東京電力の 23 人と関西電力の 8 人を合わせれば「電力会社」は 31 人で、就職先の 2 位に並ぶ。旧科学技術庁の 18 人と、旧通商産業省の 10 人を合わせた「中央省庁」は 28 人で、こちらも上位に入る。

同学科が官界、産業界の人材供給源ということが分かる。(甲 42 号証, 北陸中日 H23.5.30)

- 3 東京大学には、「原子力教育研究イニシアチブ」という学内機関がある。ホームページによれば、「世界第 1 級の教育研究拠点形成を図るとともに、未来の原子力の展開を担う人材の育成を目指」という、大学院工学研究科を中心とした原子力の研究・教育プログラムとされる。

同機関に名を連ねている教授陣の多くは、原子力行政と言う名の「国策」を、経済産業省の総合資源エネルギー調査会や原子力委員会などの各諮問・審議機関に委員などの資格で加わり、お墨付きを与える役割を果たす。2010 年までこの「イニシアチブ」に所属していたのが、福島原発事故当

時の原子力安全委員会委員長の班目春樹前教授であった。その「拠点リーダー」が田中知教授だが、同教授は現在も総合資源エネルギー調査会の原子力部会長や総合部会委員、電気事業分科会委員等を歴任し、日本原子力学会の会長も務める。

同大学院工学系研究科の元教授の近藤駿介は、旧通産省原子力発電技術顧問を務めた後、やはり原子力安全・保安部会長など同調査会で判明しているだけでも 7 つの部会長、委員を歴任する一方で、04 年から原子力委員長となった。(甲 43 号証, 週刊金曜日 2011.4.29)

- 4 このように形成された原子カムラでは、原発推進の国策の下で、原子カムラの内部では批判を許さない閉鎖的社会を作り、他方原発を批判する外部の者に対しては、徹底した防御の姿勢を貫いてきた。

NPO 法人「環境エネルギー研究所」の飯田哲也所長は「東大も京大も、国策で進める原発に反対と言えない雰囲気だった」と言う。

「同窓は先輩、後輩の強いネットワークをもち、名指しで批判しにくい。閉じたコミュニティー（地域社会）にいると内向きな論理になりがち。官僚や電力会社は専門家のプライドを利用し、知らず知らずのうちに『御用学者』にしてしまう」と、産・官・学が原発推進で「村」化する危険性を指摘する。(甲 42 号証, 北陸中日 H23.5.30)

第3 原子カムラの閉鎖性

- 1 原子カムラの特徴の一つは、内部の異論は封じ込め、批判を許さない閉鎖性にある。

原子カムラの学者は「夢のエネルギーを実現したい」というロマンを原動力としていることで、それが「唯我独尊」「失敗を認めたくない」という思考につながる。外部の批判は無視し、内部の異論を排除するようになったのはこのためである。(甲 41 号証, 毎日 H24.1.22)

- 2 現に東京大を頂点とする「原子カムラ」には、異論を唱える人を排除してきた歴史がある。

安斎育郎・立命館大名誉教授は、東大工学部原子力工学科 1 期生として卒業し、東大助手として原子力に希望を持っていた一人であるが、原発の安

全性を巡って次第に疑問が膨らみ、1972年、日本学術会議で国の原子力政策を批判したのが転機となった。

その後の東大助手時代から、安齋には研究費が回されなくなり、研究発表は教授の許可制となった。又、大学院生を教えることも禁じられるなど、さまざまな圧力や嫌がらせを受け、地方に講演に出かけると、「安齋番」と呼ばれる東京電力社員が後をつけてきた。研究室の隣の席では、東電から派遣された研修医が安齋を監視した。

しかも86年に立命館大に移るまでの17年間、安齋は助手の地位のままだった。(甲44号証毎日H24.1.22, 甲45号証北陸中日H23.5.30)

- 3 小出裕章も、「これからは石油・石炭でなく原子力の時代」と考え原子力工学を志し、1972年に東北大学工学部原子核工学科を卒業し、その後、東北大学大学院工学研究科修士課程を修了(原子核工学)し、京都大学原子炉実験所に勤務している。

この過程で現代の原子力工学における放射線被害の実態を知ったことで、原子力発電に反対するスタンスをとるようになり、以後現在まで一貫して「原子力をやめることに役に立つ研究」を行なっている。

結果として小出も安齋と同様、現在に至るまで助手(現在の助教に相当する)のみである。

- 4 特殊法人「日本原子力研究所(原研)」(現・独立行政法人日本原子力研究開発機構)も同様であった。

原発建設が相次いだ60年代後半から70年代、軽水炉の安全性に疑問を呈した研究員が左遷されたり、昇任できないなどの例が相次いだ。1967年には旧科学技術庁の指示で、研究発表が許可制になった。(甲44号証, 毎日H24.1.22)

- 5 このような閉鎖性の中で、有数の学者でさえ議論を封じられてきた。

1977年当時、東京大学地震研究所助教授だった松田時彦は、国内で活断層研究の最先端を走っていた活断層研究の権威であった。

松田は、審査メンバーの一人として原子力安全委員会の原子炉専門審査会(通称、炉安審)の耐震安全性を審議する分科会で、柏崎刈羽原発1号機

の安全審査を担当していたが、1977年5月の分科会で辞意を示した。

松田は、「研究で得られた知識を必要としてくれる人に知らせるのが研究者の役目」との立場から、審査会に参加し、審査会で、柏崎刈羽原発の東北方面の長岡平野西側の丘陵沿いを南北に走る活断層「気比ノ宮断層」と、この断層北方に並ぶ断層群と気比ノ宮断層が一体である可能性があり、同時に動けば、マグニチュード8規模の地震を引き起こすおそれがあると主張した。

だが、審査会では調査はおろか、議論も尽くされなかった。そのため松田は「途中で嫌気が差したから、辞めさせてくれと言ったんです」として、辞意を示したのである。

しかし、結局1号機の安全審査書では、気比ノ宮断層で起きる可能性があるM6.9の地震を考慮することが妥当と結論づけられ、3ヶ月後の8月、炉安審は「柏崎刈羽原発の安全性は確保されている」との報告書をまとめた。

松田は柏崎刈羽原発1号機を最後に原発審査から一切、手を引いた。

その後の中越地震直前の2004年10月13日、政府の地震調査委員会は、気比ノ宮断層と、その北に連なる断層群を「長岡平野西縁断層帯」としてひとくくりにし、M8規模の地震が起こりうると評価した。27年前の松田の見解と同様の内容だった。

それでも国は中越沖地震後、原発の安全審査について「当時としては最高峰の学者が持つ知見で評価した」と強調する。（以上は、新潟日報社特別取材班「原発と地震」、第5章「はがれたベール 検証・設置審査」の記述による。）

このように、原発の安全審査に対し、学問的見地からであろうと、安全側の見解を重視する学者は排除されてきた。

- 6 原子カムラは、このように原発推進の国策の下で、原子カムラの内部では批判を許さず、原発推進を阻害する異論を排除する閉鎖的社会を作ってきた。

第4 原子カムラの学者の利権構造

- 1 原子力ムラの原発推進派の学者に対しては、見返りとして国から原子力関連の研究費が提供され、この研究費が自由に使われ、結果として研究費を支給された学者は研究者としてのキャリアが上昇していく。他方、原発批判の学者への研究費の提供は皆無である。

又、原子力ムラの住民である原子力推進の学者に対しては、電力会社や原発関連企業からも多額の寄付がなされ、これを利用して学者は成果を上げ地位を強化していった。

このような原子力ムラの学者の利権構造について以下に主張する。

- 2 大学の原子力関連研究は、国や原子力関連企業から受け取る巨額の研究資金に強く依存している。

毎日新聞の集計では、11 国立大学の関連研究に対し、06～10 年度の 5 年間に、少なくとも 104 億 8764 万円の資金が提供された。

ほとんどを占める受託研究（93 億 6757 万円）で目立つのは、高額の文部科学省からの資金提供である。高速増殖原型炉「もんじゅ」開発をはじめ、「軽水冷却スーパー高速炉に関する研究開発」（2 億 1781 万円、東京大、09 年度）、「原子力システム高効率化に向けた高耐食性スーパー ODS 鋼の開発」（2 億 1244 万円、京都大、同）など億単位の資金が目立ち、期間が数年にわたるケースもある。

「原発推進」の国策の下、毎年巨額が計上される原子力研究開発予算が、大学の研究を支えている構図が浮かんでくる。

他方、奨学寄付金の多くは 1 件あたり数十万円から 100 万円前後であり、受け取った寄付金は大学が管理するが、ほとんどは研究者個人あてで、用途にも制限がないことが多い。

最も多く奨学寄付金を支出したのは、原子力関連企業を中心とした任意団体の「関西原子力懇談会」（5155 万円）であり、京大など関西の大学を中心に寄付しており、2 位は原子力関連企業の三菱重工業の 2957 万円であった。

東工大出身の研究者は「研究者の評価は 1 年に何本の論文を出したかで決まる。いい論文を出すには、金をかけて実験をしなければいけない」と言

う。

しかし、国や企業から資金を提供してもらえるのは、原発推進の側に身を置いている研究者だけである。原発批判の論客として知られる京大原子炉実験所の小出裕章、今中哲二の両助教には06～10年度、「原子力マネー」の提供はゼロであった。(甲47号証, 毎日H24.1.22)

3 原子力安全委員会・同審査会の学者委員の所属と利権

- ① 朝日新聞の調査によると、内閣府の原子力安全委員会（以下、安全委と言う）で原発の安全を審査する審査委員は、原子力や耐震性・放射線を専門とする研究者らで非常勤であるが、この審査委員76人の半数近い37人が、過去5年間に、審査される立場にある電力事業者とその関連組織に所属していたことがわかっている。

又、朝日新聞の分析によると、安全委の審査委員の24人が、安全委の審査を受ける電力事業者・原子力関係機関の設置組織で原子力に関する助言をするメンバーに就いていた。

更に、安全委は行政庁をチェックする役割も持つが、過去5年間に、経済産業省や文部科学省、国土交通省の委員会に属した審査委員も23人いた。(甲48号証, 朝日H23.12.18, 甲43号証週刊金曜日2011.4.29)

- ② 更に、福島第一原発の事故時、安全委の委員と非常勤の審査委員だった89人のうち、班目春樹安全委委員長を含む3割近くの24人が2010年度までの5年間に、原子力関連の企業・業界団体から計約8500万円の寄付を受けていた。

うち11人は原発メーカーや、審査対象となる電力会社・核燃料製造会社からも受け取っていた。

首相が任命する安全委員5人の中では、寄付を受けていたのは班目委員長と元京都大原子炉実験所長の代谷誠治委員であり、その他審査委員84人の中では22人が寄付を受けていた。(甲49号証, 朝日H24.1.1)

4 その他の委員の利権

- ① 朝日新聞の調査によれば平成23年11月に文部科学相の指示で日本原

原子力研究開発機構が高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）の安全性を調べるために同機構が設置した「もんじゅ安全性総合評価検討委員会」の委員 7 人のうち 3 人が、原子力関連の企業・団体から寄付を受けていたことも明らかとなっている。

朝日新聞が、委員の所属大学に情報公開請求し、対象となる過去 5 年分（2006～10 年度）が開示され、委員に直接取材したところ、寄付を受けていたのは宇根崎博信・京都大教授（計 180 万円）、片岡教授（計 450 万円）、竹田敏一・福井大付属国際原子力工学研究所長（計 980 万円）であり、5 年間で計 1610 万円にも及んでいた。

寄付をしていたのは、もんじゅの原子炉を建設し、ストレステストを 1 億 6 千万円で機構から受注した三菱重工業、ストレステスト関連業務を受注した関西電力グループ会社の原子力エンジニアリング、関電関連団体の関西原子力懇談会、核燃料会社のグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、11 年度に機構の業務を計 15 億円分受注した三菱電機の五つの原子力関連企業団体であった。（甲 50 号証，朝日 H24.6.2）

- ② 保安院や一部報道によれば、ストレステストを扱う専門家会議のメンバー 11 人のうち、岡本孝司・東京大教授，山口彰・大阪大大学院教授，阿部豊・筑波大教授の 3 委員が、10 年度までの 5 年間に、原発メーカーの三菱重工業・三菱重工業グループのニュークリア・デベロップメント社などから計 4085 万円の寄付を受けていた。岡本氏は三菱重工業出身で、専門家会議では司会進行役を務めている。

寄付をしたニュークリア社は、大飯原発，伊方原発，泊原発などの主製造会社である三菱重工業の関連会社である。（甲 51 号証北陸中日 H24.1.12，甲 52 号証同 24.6.1）

- ③ 又、10 年度までの 5 年間で、原子力委員会の新大綱策定会議でも、田中知・東京大教授と山名元・京都大教授ら 3 委員が、原発関係企業などから計 1800 万円超の献金を受領していた（甲 52 号証，北陸中日 H24.6.1）。

- ④ 更に、大飯原発の安全性について福井県に助言する県原子力安全専門委員会でも、西本和俊・大阪大教授ら 5 委員が、関西電力系団体などから計 1490 万円を寄附されている。(甲 52 号証, 北陸中日 H24.6.1)
- 5 このように原子カムラの原発推進派の御用学者に対しては、国や電力会社、原発関連企業から多額の研究費・寄付がなされ、これを利用し学者はその地位を強化する利権構造が出来上がっていた。

第5 原子カムラの学者の無責任な言動

このような利権構造の中で、原子カムラの学者は、本来の専門の知見を無視したり、歪めたりし、原発維持や推進の路線を推し進め、無責任な発言を続けてきた。

- 1 原子力工学を専門とし、後に経済産業省の原子力安全・保安部会委員や、原子力委員会の専門委員などに就任する大橋弘忠（東京大学大学院工学研究科教授）は、2005 年 12 月 25 日、玄海原子力発電所 3 号機プルサーマル計画に関する佐賀県主催の公開討論会で、次のように述べている。

「事故のときどうなるかというのは想定したシナリオに全部依存します。それは全部壊れて全部出て、その全部が環境に放出されるとなればどんな結果でも出せます。でもそれは、大隕石が落ちてきたらどうなるかと、そういう起きもしない確率についてやっているわけですね。皆さんは原子力で事故が起きたら大変だと思っているかも知れませんが、専門家になればなるほど格納容器が壊れるなんて思えないんですね。どういう現象で何があったらどうなるんだと、いやそれは反対派の方はわからないでしょうと、水蒸気爆発が起こるわけではないと専門家はみんな言ってますし僕もそう思うんですけども、じゃあなんで起きないといえるんだと、そんな理屈になっていっちゃうわけです。」(甲 53 号証, 科学 2012Vol82No.1, 56 頁)

福島第一原発事故前における原子カムラの学者の発言の典型例であるが、東京電力の福島第一原発では実際に格納容器が損傷したのだから、この発言は決定的に誤っていた。

- 2 原子力安全委員会委員長の班目春樹の場合は、福島第一原発事故では、福

島第一原発 1 号機は 12 日に、3 号機は 14 日に水素爆発を起こし、放射性物質を拡散させたが、菅首相がその前に水素爆発はないかと班目に聞いたところ、ないと断言していた。

原子核工学や放射性物質の専門家は、その専門性が国民生活の向上のためになるとの信頼性の故に、時の政府から原子力安全委員会委員等に任命されるのである。それが当時の総理大臣に、全電源喪失で冷却困難となった時水素爆発の可能性が十分あることは、スリーマイル島原発事故以降常識となっていたにもかかわらず、水素爆発はないと進言するなどは、その本来の専門性を放棄したことに他ならない。

もともと班目氏は、福島第一原発事故の前に浜岡原発訴訟の第 17 回証人尋問において「非常用ディーゼル 2 個の破断も考えましようと言っていると、設計ができなくなっちゃうんですよ。つまり何でもかんでも、可能性のあるものを全部組み合わせていったら、ものなんて絶対造れません。だからどっかでは割り切るんです。」と割り切り型の安全対策を強調していたのである。(浜岡原発訴訟第 17 回証人尋問調書抜粋)

- 3 又、福島第一原発事故発生直後から行われた事故の推移に関する政府と東京電力の発表や、テレビなどでの原子力工学者たちの解説も無責任なものであった。

「炉心溶融はありえない」「格納容器の健全性は保たれている」などといった発言は、事態の深刻さを過小評価した相当に楽観的、もしくは欺瞞的なものだったことが、事故の推移そのものによって次々と明らかにされてしまった。原発は「原子カムラ」の推進派の学者によって担われる閉じた世界で決められていることは広く世間が知る事実となったのである。

- 4 又、東日本大震災 1 年後の 2012 年 3 月 15 日付「原発は退場すべきか」(朝日新聞)の記事(甲 55 号証)の中で、日本原子力学会長田中知教授は、「シビアアクシデントの対応が十分でなく放射性物質の大量放出を防ぐべきなのにできなかった。いくら反省してもしきれないが、〈だからといって原子力発電がだめだということでない〉〈今回の事故と言う特別の問題と、原子力の安全と言う全体の問題は違う。〉〈原子力は人類が扱える技術だ

と思う)」と主張する。

田中教授は口先は反省の言葉を出すか、事故は特別な問題で原子力の安全という全体とは違うというおかしな誤魔化しがなされている。

- 5 2011年12月21日の朝日新聞で「原発費用のあり方、識者に聞く」(甲56号証)で登場した山名教授は、大島立命館大教授の〈原発は市場経済の中で成り立たない技術だ〉というのに対し〈40年の実績では確率は500分の1、これだと10年に1回福島級の事故が起きることになるが、それはありえない〉日本の原子力で〈エネルギーは安定し、みな恩恵を受けてきた〉と述べ、原発継続を訴えている。御用学者たる原発推進派の面目躍如たるものが読み取れる。

第6 原子カムラに歪められた安全基準

- 1 原子カムラの学者は、巨大な利権構造の中で、内部の批判を許さず、無責任な発言を続けただけではなく、あろうことか原発を推進する電気事業者にも有利になるよう原発の安全規制の要となる安全基準そのものを歪めてきたのである。以下この点を主張する。
- 2 まず国会の事故調査委員会の報告書は、「1. はじめに」の項で述べた通り東京電力を中心とする電気事業連合会(以下、電事連)が耐震設計審査指針の改訂そのものを、既存原発への影響回避と訴訟対策のために最低限にとどめるべく規制当局に強く働きかけ、当局もこれに協調していたことを明らかにした。公開の場で指針改訂の審議に当たった者までが、原発耐震基準の強化のための議論ではなく、事業者の利益のための代弁をおこなっていたのである。

すなわち、報告書によれば、電気事業者は指針改訂には、既設炉を停止させないようにすることと原発反対派からの訴訟へ不利にならないような配慮が必要との認識から、正式の公開審議までに原案作り等を周到に準備していた。このような既設炉への影響と訴訟への配慮との事業者の認識は、規制側の安全委事務局、通商産業省(当時)の資源エネルギー庁原子力安全審査課なども同じであった。そこで電事連は1998年秋には指針改訂についての中間報告をまとめ、この中間報告はエネ庁から安全委と科学技術庁

(安全委の事務を担当していた)に非公式に説明された。その後も、科技庁・エネ庁・財団法人原子力発電技術機構(NUPEC)・電気事業者の四者で継続的に協議が続けられた。この中で電気事業者は、安全委による指針改訂の着手公表は、対外的混乱を避けるために技術的課題の見通しが立ってから慎重におこなうべきだと主張し、科技庁とエネ庁もこれに賛同していた。

そして、安全委事務局とエネ庁は、NUPEC内に「耐震検討会」を組織し、指針改訂の方向性について学者を交えて非公開の議論をおこなっていた。もともと耐震基準の策定の経過を遡ると、電力会社が、原発を建設する中で、そこで培われた知見を集約する形で、(社)日本電気協会の電気技術基準調査委員会原子力専門委員会が1968年に耐震設計分科会を設置し、電力会社の技術者とともに学者を集めて審議を進め、1970年に「原子力発電所耐震設計技術指針：JEAG4601-1970」を完成させ、1987年には上記JEAG4601の改訂版を作成していた。その改訂が、安全委における新指針の審議を見据えて安全委と同時並行に進められていたのである。

そして「耐震検討会」は1999年度に3回、2000年度に6回開催されたようである。「耐震検討会」の構成員は学識経験者13人、電力会社2人、NUPEC1人の計16人であったが、学識経験者のうち12人は、その後、指針改訂の調査審議のため安全委に2001年7月に正式に設けられた耐震指針検討分科会(以下、単に分科会という)の委員になったという。とりわけ、分科会の委員一人である青山博之東大名誉教授は、「耐震検討会」の主査を務めていたとされる。(毎日新聞2006年4月20日)

報告書によれば、安全委事務局と保安院原子力安全審査課は、分科会の調査審議が公開のもとに開始されてからも非公開の会議(原子力安全協会の「耐震設計高度化調査専門委員会」等)を利用し、学者との意見調整を続けたという。(以上、甲10号証報告書465頁～、甲57号証科学2012.8Vol82 No.8 841頁「電力会社の「虜」だった原発耐震指針改訂の委員たち——国会事故調報告書の衝撃」)

また、分科会第35回(06年1月17日)では、日本電気協会原子力企画

委員会耐震設計分科会土木構造物検討会主査を兼ねる衣笠委員が、『JEAG4601 改正案及び電気協会原子力企画委員会耐震設計分科会委員名簿』を参考資料第3号として分科会で配布し、JEAG4601は中立性・公平性・公開性が確保されており、分科会における指針改訂に合わせて改訂版の準備が進んでいるので、「原子力発電所の地質・地盤に関する安全審査の手引き」の改訂はそちらに任せれば良いとまで述べている。さすがに、これに対しては、電気協会の耐震設計分科会長を務める柴田委員が気色ばんで、参考資料の配布は不適切だとして破棄を強く要求するという一幕があった（分科会第35回速記録甲58号証11頁～12頁）。原子カムラによる「公私混同」が常態化していて、専門家が麻痺していた一例である。（甲59号証，科学2007.9Vol.77No.9 920頁「原子力発電所の耐震設計審査指針改訂の諸問題(第2回)，基準地震動を考える(1)および2007年新潟県中越沖地震」)

このように、指針改訂にあたり、原子カムラの学者は、指針の内容そのものを電気事業者の利益のために、既設炉を停止させないように、又、訴訟に不利にならないように、日本電気協会のまとめた報告を多数反映させ、審査される電力事業者の作成した見解を盛り込むように新指針を改訂したのである。

3 ところで、指針改訂の内容では電気事業者の大きな関心事の1つは「活断層の評価期間」であった。

① この審議会には原子カムラの学者ではなく、審議会の以前に行われていた分科会にも参加していなかった石橋克彦神戸大教授（当時、以下教授と言う）が初めて参加していた。

石橋教授は耐震設計上考慮すべき活断層の評価期間について、第19～21回分科会で、「約50万年前以降の断層変位基準から0.01m/1000年以上の平均変位速度(C級以上の活動度)が推定される活断層は、基準地震動の発生源として考慮する」という案を主張していた。米国では、原発の安全停止地震(SafeShutdownEarthquake)を策定する際に考慮すべき断層(capable fault)は、地表付近で過去3万5000年間

に少なくとも1回の変位(ズレ)が過去50万年間に繰り返しの変位を示すものと定められているし、日本列島の現在の変動は約50万年前から連続していたことが理由であった。(甲57号証, 科学2012.8Vol82No.8 841頁「電力会社の「虜」だった原発耐震指針改訂の委員たち——国会事故調報告書の衝撃」)

ところがこれに対し、旧指針が対象としていた評価期間である過去5万年間を変える必要はないという衣笠委員の強い反対があり、長い膠着状態が続いた。そもそも分科会の委員には活断層を専門とする変動地形学者はいなかったが、地質学の衣笠・佃両委員が近い分野とされていた。衣笠委員は第20回会合に「活断層についてのコメント」という資料を提出し旧指針の「5万年基準」を変える必要がないことを力説した。佃委員も、分科会全体を通じて衣笠委員に同調した。(甲57号証, 科学2012.8Vol82No.8 同上)

結果として新指針では、旧指針の過去5万年間から過去13万～12万年間に拡大された。一種の妥協の産物であった。

ちなみに、2012年10月23日に原子力規制委員会の島崎邦彦委員長代理(地震担当)は、原発の耐震設計審査指針で考慮する活断層について、地下にかかる力の加わり方(応力場)が40万年以降同じであるから、現在の指針の「後期更新世(13万～12万年前)」より古い40万年前までさかのぼることを検討することを表明し、現に同年12月7日の原子力規制委員会の検討会では、耐震指針に中期更新世以降(約40万年前以降)の地質等を含め検討する規定を追加することが提案された。(甲60号証北陸中日H24.10.24, 甲61号証毎日同日付, 甲62号証地震及び津波にかかわる新安全基準)

この考え方は、年数こそ違うものの、石橋教授の日本列島の現在の変動は約50万年前から連続しているとの前記の主張と共通のものであり、衣笠委員の5万年基準はもとより、新指針の13万～12万年前の根拠の薄弱さも明らかとなってきたのである。

② ところで、この新指針策定の過程を調査した国会事故調の報告書によ

れば、電事連資料に以下のような記載があり、電気事業者の意見が委員を通じて、分科会に提示されたことが認められるとされた。

「特定委員をサポートし、(活断層の評価期間が)5 万年で十分であることを主張していただくが(電力意見は先生からのコメントとして分科会提示予定)、併せて、現実の活断層のうち、調査・評価のプラクティスを見落している「13 万年」案の代案として、現実に運用可能で、合理的評価により既存発電所への影響も少ない代案を検討し、同様に特定委員から分科会で提示いただく予定。また、活断層専門家の合意は必須であるため他委員への説明を並行して実施」。(甲 10 号証、報告書 469 頁)

この点について改訂された指針では、「耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世（原告代理人注：12～3 万年）以降の活動が否定できないものとする。なお、その認定に際しては最終間氷期の地層又は地形面に断層による変位・変形が認められるか否かによることができる」と規定して、電事連の主張は一定の功を奏したものとなっている。

(甲 57 号証、科学 2012.8Vol82No.8 同上)

ちなみに、強硬な反対意見を述べていた衣笠善博東京工業大学名誉教授は、本件志賀原発をはじめとして「浜岡や島根、柏崎刈羽などの原発立地場所の断層評価に何度も関与し、活断層の存在を隠したり、意図的に過小評価するなど、旧通産省の技官時代から悪質な行為を繰り返してきた」と一部雑誌で評されている。(甲 43 号証、週刊金曜日 2011.4.29)

現に、耐震設計審査指針の見直しを検討していた 06 年 8 月 22 日の分科会第 47 回会合で、衣笠委員は象徴的な言葉を吐いている。

この分科会の会合では、新指針の案に対する公募意見に関する審議が行われていた。

この際に前記石橋教授は、公募意見を踏まえて、あらためていくつもの修正案を提出したが、「議論を蒸し返さない」が分科会の合い言葉のようになって、ほとんどが否定された。議論が熾烈を極めた第 47 回

会合（06年8月22日）では、石橋教授の名誉を毀損するような発言や、石橋教授の発言中に延々と誤った自説を述べる委員などがあったが、終わったとき衣笠委員は「なんでこんな男を分科会の委員にしたんだ！」と怒鳴ったのである。（甲 57 号証,科学 2012.8Vol82No.8 同上 845～846 頁）

原子カムラの排除の論理が象徴的にこの言葉に表されていることが明らかであるとともに、電事連資料にある「特定委員」とは衣笠委員であると容易に推測できるのである。

4 又、電気事業者は「震源を特定せず策定する地震動」にも重大な関心に向けていた。

① 新指針では、敷地周辺の活断層の詳細な調査をしても、内陸地殻内地震をすべて事前に評価できるとは言い切れないから、詳細調査の結果に関係なく、すべての申請で共通に考慮すべき地震動として「震源を特定せず策定する地震動」が規定された。

これに関して石橋教授は、第 17 回分科会(05年4月22日)（甲 63 号証）で、活断層が認められなくても（あるいは非常に短い活断層しかなくても）M7.3 程度までの大地震が起こりうるのだから、「震源を特定せず策定する地震動」は日本全国どこでも「最近の M6.8~7.3 程度の内陸地震の震源域近傍の観測記録に基づき、敷地の地盤特性に応じた地震動として設定する」というのがよいと主張した。

この石橋教授の修正案に対する反論はかなりおかしなものだった。たとえば入倉委員は第 46 回分科会(06年8月8日)で、既往最大で設計すべきと明記してしまうと電力会社による活断層調査そのものに対する熱意がなくなることを 1 番恐れると主張した（甲 64 号証）。

石橋教授は、電力会社に求められることは安全な原発を作ることであって、活断層調査をして活断層学に貢献することではないはずである。極めて不可解な反論としか言いようがないと批判する。（甲 57 号証,科学 2012.8Vol82No.8 同上）

② この点に関し、国会の事故調査委員会の報告書が明らかにした電事連

資料には、「『震源を特定せず策定する地震動』を 450Gal で抑えたいが、もっと大きくすべきと主張する委員がいることに関して、原子力で考慮している地震動が一般の設計や防災で考慮している地震動と比べ同等以上であることを主要委員に説明していく」と書かれている。

(甲 10 号証,報告書 469 頁)

この資料に附合するように強震動研究の大御所である入倉委員の前記の通りの不可思議な主張があり、「震源を特定せず策定する地震動」については電事連の希望が完全に通ってしまったのである。(甲 57 号証,科学 2012.8Vol82No.8 同上)

すなわち、「震源を特定せず策定する地震動」は、具体的な策定値は申請者にまかされるが、電力会社側の日本電気協会が示した加藤ほか(2004)という「模範解答」では、M7 級地震の強い地震動記録をすべて「活断層と関連付けられる」と屁理屈をつけて対策から排除し、M6.6 までの地震の揺れしか用いていないのである。その結果、最大加速度は電事連資料にあるように 450Gal で、旧指針の M6.5 による 375Gal から大して増えず、電気事業者の思惑通り、既設炉を停止することもなく、かつ訴訟へも影響を与えなかったのである。(甲 57 号証,科学 2012.8Vol82No.8 同上)

- 5 更に日本原子力学会が 2012 年 1 月に議決した使用済み核燃料などの輸送容器に関する検査基準(学会標準)が、容器設計・製造会社「オー・シー・エル」(東京都)と、同社から多額の寄付を受ける有富正憲・東京工業大教授が主導する形で審議され、国の規制より緩い内容にまとめられていたことが分かった。原発を巡っては、学会や業界団体が定めた内容が国の基準に採用される例も多いが、「原子カムラ」内部で自分たちに有利な基準を作り上げていく構図が浮かんた。

有富氏は 06~10 年度、オー・シー・エル社から 1485 万円の奨学金寄付を受けている。分科会に参加するもう一人の研究者(東工大准教授)も 10 年度、才社から 100 万円の奨学金寄付を受けていた。(甲 65 号証,毎日 H24.2.12)

- 6 以上のように原子カムラの学者は、利権構造の中で利益を得て、電気事業者の意を受け、既設炉を停止させることなく、かつ原発訴訟で電気事業者
に不利にならないように、電気事業者に有利に、原発規制の基本となる安全
基準を不当に歪め、結果として危険な原発を稼働させていたのである。

第7 原子カムラに歪められた安全審査

- 1 歪められていたのは安全基準だけではない。

原子カムラの学者と規制機関により、原発の地震・地盤に関する安全審査も歪められた例としては柏崎刈羽原発の例が明らかとなっている。

2007年7月の中越沖地震によって東京電力柏崎刈羽原発は設計時の想定を大幅に上回る激しい揺れに襲われ、広範囲な被害やトラブルが続発した。この事態を検証した新潟日報社特別取材班は、「これほどまでの激震に襲われた場所になぜ、原子炉の設置が許可されたのか。中越沖地震で、阪神大震災と同じ最大で震度7を記録した東京電力柏崎刈羽原発。国は1977年、専門家による安全審査の審議を経て1号機の設置を許可した。しかし、中越沖地震の揺れは設計時の想定を大幅に超えた。」との疑念の下で、「原発と地震」(2008年度日本新聞協会賞、日本ジャーナリスト会議JCJ賞をダブル受賞)「第五章はがれたベール 検証・設置審査」(甲46号証)で以下の通り記述する。

- 2 「「出来レース」「追試」重ね却下ゼロ

原子力基本法(55年公布)によって日本の原子力利用の歴史が始まってから既に半世紀余り。実は、原発の設置許可申請が国の安全審査で却下されたことは一度もない。不合格にされる前に、電力会社が「追試」を繰り返し受けていたからだ。

東電が国に提出した1号機の設置許可申請書の分厚いファイルが並ぶ。75年3月に最初に提出されたものに加え、許可が下りる2ヵ月前の77年7月に再提出された申請書がある。

77年版は、表紙に金文字で「昭和五十二年七月一部補正」と記されている。目次を追うと、追加補正を意味する「追補」の文字が付いた書類が15件約770ページ分もあることが分かる。

追加補正分は、電力会社が申請書の内容の不備を審査で指摘されたことなどを受け、差し替えた修正版だという。だが、この存在自体が、原発審査が許可を前提としているとの疑念を深めている。」

3 「行政通じ把握」

「電力会社の申請は審査委員に『駄目』とは言わせないために、何度も補正を出し直すので、最後には『妥当』となる」

大半の原発の安全審査を担った地質専門家の垣見俊弘は明かす。

柏崎刈羽原発のケースではないが申請書類に問題があり、審査委員の一人が「申請をいったん却下し、出し直させるべきだ」と指摘したことがあった。だが、事務局の役人は「いや、それはあうんの呼吸でやる」とやんわり断ったというのだ。

次回の審議。前回示された問題点をクリアする内容の追加補正書類が電力会社側から“自主的”に提出されてきた。

「電力会社は本来、われわれの議論を聞いていないはずだ。でも実際は行政庁を通して把握し、『却下』と言われる前に修正版を出してくる」

「ノー」を事実上、封印した安全審査で、岩盤が他原発に比べて軟弱といわれた柏崎刈羽原発も、マグニチュード8規模が想定される東海地震の震源域にある中部電力浜岡原発(静岡県)も合格してきたことになる。

そもそも、審査に参加した専門家は原発の立地点を本当に適当だと思っていたのか。垣見は正面からは答えず、「本音を言えば、適地を選べるなら選ばせてもらいたい」と、立地候補地決定後にしか審査できない歯がゆさをにじませた。」

「ただの視察」

審査委員が立地候補地域を訪れ、地盤や断層などを自らの目でチェックする現地調査」も不十分だった。

柏崎刈羽原発を審査した元日本地震学会会長の大竹政和は「現地調査では見たいものはたくさんあったが大抵一、二日だけ。少なくとも倍の日程は欲しかった」と漏らす。さらに地質の専門家は「案内された場所を歩いただけ。ただの視察だ』と吐き捨てた。

却下ゼロの実態から「出来レース」にも見える安全審査。その過程では、電力会社とのなれ合いも生じていた。」

4 「けじめ欠落」電力会社委員に事前接触

80年代。国の安全審査委員を務めていた大竹政和は地震・地盤調査で、ある原発の建設予定地を訪れた際、目の前の光景に不快感を募らせた。

座敷にはお膳が並び、上座では三味線に合わせ、たいこ持ちが踊る。着物姿の女性がお酌をして回っていた。調査を終えて戻った宿泊先で、電力会社による接待攻勢が待っていたのだ。

元日本地震学会会長の大竹が審査委員になったのは81年。新米の大竹にとって、電力会社がもてなす宴会に先輩委員らが平然と出席していること自体が緊張感のなさで映った。審査メンバーと電力会社との間のけじめ意識の欠落は、安全審査の前から見受けられた。「今度、気象調査があります。先生も参加してもらえませんか」

日本原子力研究所(現日本原子力研究開発機構)元職員で、東京電力柏崎刈羽原発1号機の安全審査の委員だった伊藤直次(80)は、そうやってよく駆り出されたという。

気象調査とは、電力会社が審査を受けるのに必要な風向記録などを集めるための事前調査。伊藤は原発の建設予定地まで出向き、観測塔の設置場所を探して歩き回った。」

5 協力者が審議

「相手が私を先生と呼ぶのは、私が審査に携わっているのを知っているからだ」伊藤は事前調査に参加した原発の申請を、自ら国側の委員として審査したこともあったと明かす。

電力会社が審査前から審査関係者にアプローチする例はこれだけではない。

83年から審査にかかわり、県の「原発の安全管理に関する技術委員会」委員も務める東京工業大教授の衣笠善博は、電力会社から国へ提出する前の申請書類を見せられたことがあるという。だが「学術的興味で書類を見たが、助言はしていない」と釈明する。

電力中央研究所(電中研)に至っては露骨だ。柏崎刈羽原発の設置許可申請書には「協力者」として電中研が登場する。申請段階で東電の調査にかかわりながら、実際の審査の場にも職員延べ7人を送り出していた。

こうした事前接触には、審査関係者からも疑問の声が上がる。柏崎刈羽原発で5基の審査を担当した前原子力委員会委員長の藤家洋一は「避けるべきだ」と指摘。大竹も「良くないこと。世間がどう見るかを考えた方がいい」と批判した。」

- 6 このような原子カムラに歪められた安全審査は、柏崎刈羽原発だけではないはずである。

志賀原発を例とすれば、福島第一原発事故後の意見聴取会において今泉俊文東北大学院教授に「典型的な活断層。よくこんなのが審査を通ったな」と言わせた S1 活断層は何故見落とされたかが問題となる。

この断層は、志賀原発1号機の安全審査、同2号機の安全審査及び耐震設計審査指針改定後のバックチェックの3度も審査の対象とされていたにも拘わらず見落とされていた。

この3度の審査の全てに関与していたのが衣笠委員であった。とりわけ関与した委員の中でも、衣笠委員は本来の活断層の専門家である変動地形学ではなかったものの、地質学の衣笠委員がほぼ唯一それに近い分野の委員とされており、衣笠委員の活断層の評価に関する意見は審査の際、有力な意見となったことは十分に推察できるところである。

尚、衣笠委員は、他の原発の審査にも何度も関与し、活断層の存在を隠したり、意図的に過小評価するなどのとかくの評判のある委員であり、更に新指針の改訂の審議では前記の通り電事連の意向を受け、電気事業者のために5万年説を唱えていた委員であり、福島第一原発事故に関して福島県の住民らを中心として全国各地の市民らが、福島地方検察庁に対し東京電力・経済産業省・原子力安全委員会の関係者らを業務上過失致死傷罪等により刑事告訴した際、原子力安全委員会委員ではないにもかかわらず唯一専門委員として告訴されたのがこの衣笠であった(甲66号証)。

してみると、柏崎刈羽原発以外の原発の安全審査も原子カムラの住人たる

学者によって歪められていたとみるべきである。

第8 まとめ

- 1 2012年6月科学技術白書が閣議決定された。国民への意識調査では、科学者を「信頼できる」と考える人が、3.11大事故前の76~85%から震災後は65%に大きく下がっている。次に、科学技術の研究開発の方向性は、大事故前は専門家が決めるのが良いが59,1%であったが、事故後は19,5%と激減している。次に、大事故前と比べて科学技術に対する不安が高まった分野の第1は、原子力発電の安全性で68,0%に達している。

反対に、専門家の立場で、国民からの信頼度についての調査で「信頼している」又は「どちらかといえば信頼している」と答えた人は44%で、「信頼していない」又は「どちらかといえば信頼していない」の人が39%であった。震災後の国民の専門家への信頼度が低下しているのに、それを感知しない専門家の独善性が窺われる。

- 2 BSE問題を発端とした信頼の危機への対応としてイギリス政府は、科学的助言を使用する指針を定めた。

この指針の最新版「政策策定における、科学的・技術的助言の使用に関する政府首席科学顧問が定める指針」ではいくつかの原則が定められているが、この中で重要なのは以下の点である。

「幅広いソースからの専門的助言に依拠する。

不確実性が存在する場合は特に。

- ・事案の性質に適合し、専門家間の意見の多様性をバランスよく反映した、十分に幅広い助言者を選定する。

- ・関係者は助言を提示する専門家の責任と、助言に基づいて政策決定を行なう各省の責任との間の区別を尊重する。

- ・証拠が抱える様々なレベルの不確実性は評価・伝達・管理されるべきであり、各省は不確実性を無視した結論を出すよう専門家に圧力をかけてはならない。」(甲68号証,科学2011.8Vol81No.9, 896頁)

ここでは「知識ソースの多様性」「不確実性の重視」が強調されている。

原子カムラのあり方はまさにこの指針の正反対の存在である。

- 3 よって、本件審理にあたっては、不確実性を無視し、多様性を無視し、内部の批判を許さない原子力ムラが定める安全基準やこれによる安全審査に惑わされること無く、安全側にたった適切な判断を求めるものである。

以上